

---

---

# 市 民 生 活

---

---

1. 戸籍及び住民基本台帳等 - 93-
2. 生 活 環 境 - 97-
3. 医 療 - 98-
4. 国 民 健 康 保 険 - 102-
5. 国 民 年 金 - 105-
6. 危 機 管 理 - 106-
7. 防 犯 ・ 交 通 安 全 - 108-
8. 出張所、行政センター - 110-



# 1. 戸籍及び住民基本台帳等

## (1) 戸籍届出件数

種 別 \ 年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出 生	4,037	3,976	4,086	4,018	3,986
死 亡	3,490	3,485	3,694	3,907	3,931
婚 姻	3,712	3,784	3,649	3,452	3,580
離 婚	1,046	1,004	993	945	987
転 籍	1,714	1,642	1,657	1,605	1,612
認 知	64	79	65	56	78
養子縁組	302	295	302	286	360
養子離縁	89	76	89	86	72
入 籍	737	776	816	741	889
分 籍	62	54	75	79	45
そ の 他	1,224	1,022	1,089	1,647	2,921
計	16,477	16,193	16,515	16,822	18,461

## (2) 住民異動件数

種 別 \ 年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
転 入	9,000	8,741	8,745	8,175	8,396
転 出	10,025	9,219	9,245	8,653	9,305
転 居	6,938	6,464	6,762	6,597	6,662
そ の 他	16,803	17,257	17,389	16,406	18,975
計	42,766	41,681	42,141	39,831	43,338

## (3) 国籍別外国人登録人口

(平成25年4月1日現在)

国 籍	登録人口(人)	国 籍	登録人口(人)
朝 鮮 ・ 韓 国	1,069	ニュージーランド	10
中 国	940	カ ナ ダ	26
米 国	92	タ イ	25
イ ン ド	28	マ レ ー シ ア	10
オーストラリア	19	英 国	35
ノルウェー	7	フ ィ リ ピ ン	181
オランダ	1	無 国 籍	1
ド イ ツ	18	そ の 他	309
ブ ラ ジ ル	56		
		総外国人登録人口	2,827

#### (4) 印鑑登録

印鑑や印鑑証明書の不正使用等による事故防止と事務の迅速化を図るため、「奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例」（昭和55年条例第2号）を制定、昭和57年6月からは、印鑑登録証明用紙に地紋入りの用紙を使用する等、偽造防止策を講じた。

また、平成元年2月1日から、印鑑登録事務の電算化により、印鑑証明の発行、登録事務のスピードアップを図った。

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
印鑑登録者数	227,265	227,694	227,920	227,805	227,759

#### (5) 戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付

##### ア 戸籍謄抄本の交付に関する取り扱い

平成20年5月1日に戸籍法の一部改正があり、交付を受けることができる人が本人、配偶者、直系尊属・直系卑属に限られることになった。また、本人であっても身分証明書等の提示が必要となるなど、厳しい制限が設けられた。

##### イ 住民票の写しの交付

昭和62年1月5日から、住民基本台帳法改正の趣旨に基づき住民票の写しの交付については、特別な請求がない限り、世帯主及び世帯主との続柄、戸籍の表示は省略するものとする。

昭和62年3月1日、住民基本台帳事務の電算化開始により、住民票の発行等住民基本台帳事務のスピードアップを図った。

平成20年5月1日に住民基本台帳法の一部改正があり、交付を受けることができる人が本人、または同一の世帯に属するものに限られることになった。また、請求者の本人確認が義務付けられ身分証明書等の提示が必要となるなど、厳しい制限が設けられた。また、平成24年7月9日にも住民基本台帳法の一部改正があり外国人住民の方にも住民票の交付ができるようになった。

##### ウ 住民基本台帳等の閲覧等に関する取り扱い

平成18年11月1日に住民基本台帳法の一部が改正され、閲覧に関して少なくとも年1回は、閲覧者の氏名等の公表もすることになった。また、厳しい制限が設けられ、閲覧する場合は以下に限定された。

⑦国または地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するため必要な場合。

⑧次の①～③の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申し出があり、市町村がその申し出を認めた場合。

①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの。

②公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの。

③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村が定めるもの。

## エ 住民基本台帳ネットワークシステム

平成11年8月18日に一部が改正された住民基本台帳法に基づき、平成14年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を稼働した。

### ○ 目 的

全国の市区町村の住民基本台帳オンラインシステムを相互に結び、併せて全国共通のコード（住民票コード）により本人確定を容易にすることで、市区町村の区域を越えて住民サービスを行う。

### ○ 内 容

従来から各市区町村が住民情報を記録し、管理していた住民基本台帳を結んだネットワークを住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）と呼んでいる。住基ネットで保有している情報は、氏名・住所・生年月日・性別の4情報及び住民票コード（無作為の11桁の番号）と、これらの変更情報（変更年月日及び変更理由）だけである。

住基ネットの利用は行政機関に限られ、民間が利用することはできない。

平成14年8月5日から始まった第一次サービスにより、一部を除き、各種の行政手続きに必要な住民票の写しの添付が一部省略されるなど、住民サービスが順次図られている。

平成15年8月25日からは、第二次サービスにより、住民票の写しの広域交付、転入・転出の届出の特例やこれらのサービスが受けられる住民基本台帳カードの発行が始まった。希望する人に住民基本台帳カードを交付する。

住民基本台帳カードや運転免許証など官公署が発行した、写真付で有効期間内の証明書の提示により、本人の住所地以外の市区町村でも、本人か同一世帯員に限り、広域交付住民票の写しを請求することができる。

転入届出の特例として、住民基本台帳カードの交付を受けた人（住民基本台帳カードの交付を受けた人と共に転出する世帯員）が市外へ転出するとき、転出地の市区町村へカード継続転出をすると、転出証明書を持たずに転入地の市区町村の窓口で住民基本台帳カードを添えて転入届ができる。また、継続利用の手続きを行えば、転入地でも引き続き住民基本台帳カードの使用が可能である。（外国人住民については、平成25年7月8日から適用されている。）

## オ 住民基本台帳カードの交付

平成15年8月25日から住民基本台帳ネットワークシステム第二次サービスが始まり、希望者に住民基本台帳カードを発行している。奈良市に住民登録している人で、住民基本台帳カードの交付を希望する場合は、原則として本人が市民課、各出張所または各行政センターで手続きする。

申請手続きには、住民基本台帳カード交付申請書、印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証など）が必要で、手数料は1枚500円である。カードには、写真なし（氏名のみ記載）のものと写真付（住所・氏名・生年月日・性別を記載）のものがあり、希望でいずれかを選択できる。写真付カードは、本人確認のための証明書として利用することもできる。写真付カードを希望する場合は、申請前6カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景の縦45mm、横35mm程度の本人の顔写真1枚が必要である。即日交付はできない。後日、カード交付通知書を送付する。カード交付（受け取り）時には、カード交付通知書、印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証など）が必要である。その際、暗証番号（数字4桁）の設定が必要である。

住民基本台帳カードの有効期間は、発行の日から10年である。（外国人住民については、平成

25年7月8日から適用されている。特別永住者・永住者は発行の日から10年有効だが、それ以外は在留期限満了の日まで有効である。)

#### カ 公的個人認証サービス（電子証明書交付）

平成16年1月29日から公的個人認証サービスが始まり、希望者に電子証明書を発行している。自宅のパソコンからインターネットを通じて行政機関へさまざまな申請手続きなどができるようにするためには、他人による「なりすまし申請」や、送信データの途中改ざんを防ぐ必要がある。そこで、電子証明書を利用して送信データを暗号化して送信することで、全国どこからでも利用者が安心して手続きを行えるようにしたのが公的個人認証サービスである。

このサービスを利用するためには、あらかじめ住民基本台帳カードの中に電子証明書の格納が必要である。奈良市に住民登録している満15歳以上の人で、住民基本台帳カードを所有している人が申請者となる。電子証明書の新規発行を希望する場合は、原則として本人が市民課で手続きする。

申請手続きには、電子証明書新規発行／更新申請書、申請者名義の住民基本台帳カード、官公庁発行の有効期限内で顔写真付本人確認書類（写真付住民基本台帳カード、運転免許証など）が必要で、手数料は1件500円である。

電子証明書発行の際、暗証番号の設定が必要。電子証明書の有効期間は、発行の日から3年である。（外国人住民については、平成25年7月8日から適用されている。）

なお、市民課及び各行政センター、西部出張所で発行を行い、北部・東部出張所では電子証明書の発行ができない。

#### キ 「臨時開庁・休日開庁」

平成19年度から、毎年3月下旬から4月初めにかけて転入・転出等住所異動の多い時期に、「臨時開庁」として住民異動、国保年金、福祉関係、税務関係、就学・転入学事務等の窓口業務を取り扱う各課で、期間中の日曜日の窓口開庁及び平日の窓口受付時間の延長を実施している。

また、平成24年10月からは、平日に仕事等で窓口にお越しいただけない方に御利用いただけるように、毎月第1・第3日曜日の午前9時から午後1時まで、市民課及び西部出張所住民課において「休日開庁」を実施し、転入・転出等に伴う住民異動届・印鑑登録・住民票の写し等各種証明書の発行などの業務を行っている。（休日受付のため、一部取り扱えない業務がある。）

#### (6) 市民サービスセンター

市民生活に直結する窓口サービスの向上を図ることを目的に平成4年11月14日、奈良ファミリー内に月曜日から土曜日まで利用可能な「市民サービスコーナー」を開設した。

平成20年4月1日から「市民サービスセンター」と名称変更し、年末、年始を除く日曜・祝日も利用可能とした。

所在地 西大寺東町二丁目4番1号 奈良ファミリー5階

業務時間 年末、年始（12月29日～1月3日）を除く午前9時～午後5時

取扱事務 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、年金現況証明書、戸籍除籍謄抄本及び戸籍の附票の写し等の交付。

納付書による市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納

## 2. 生活環境

### (1) 墓地

#### ア 奈良市寺山霊苑

所在地	白毫寺町984番地の3
敷地面積	22,133㎡
墓地数	939区画 1区画4㎡ (2m×2m)
納骨堂	鉄筋コンクリート造平屋建 54㎡
納骨可能数	8,000体
管理事務所	1棟 (木造平屋建)

#### イ 奈良市七条町南山墓地

所在地	七条西町一丁目1164番地
敷地面積	2,393㎡
墓地数	120区画 1区画4㎡ (2m×2m)

### (2) 火葬場

#### ○奈良市東山霊苑火葬場

所在地	白毫寺町973番地
延床面積	668㎡
構造	鉄筋コンクリート造平屋建
設備等	葬祭場 (20～30人用) 53㎡ 炉体室 298㎡ 炉体 8基 炉前室、遺体安置室、待合室、事務室等
附属施設	供養塔 (焼骨納蔵祭祀用) 1基 構造 鉄筋コンクリート造 行基葺塔 面積 83㎡ 高さ 11.8m 収蔵量 176m <sup>3</sup>

使用状況

(平成24年度)

市 内		市 外			行旅死亡人	計
大人	小人	死胎	大人	小人		
2,452体	5体	39体	128体	0体	4体	2,635体

### 3. 医 療

#### (1) 市立奈良病院

平成16年12月1日、独立行政法人国立病院機構から国立病院機構奈良病院の移譲を受け、医療機能を引き継ぎ、市立奈良病院として開設した。

市立奈良病院は、奈良市における中核的医療機関として、国立病院機構奈良病院の担っていた医療水準を確保するとともに、より診療機能を高め、医療サービスの向上に努めている。

また、病院機能の維持と向上を図り、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりを進めている。

なお、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、病院の管理を指定管理者に行わせている。

病 院 名 : 市立奈良病院

所 在 地 : 東紀寺町一丁目50番1号

病 床 数 : 一般病床 350床

診 療 科 目 : 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、血液内科、糖尿病内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、麻酔科  
計25科

指定管理者 : 公益社団法人 地域医療振興協会

#### ○新病院建設について

##### ①経 緯

平成16年12月1日より国立病院機構奈良病院の移譲を受け、市立奈良病院として医療機能を引き継いだ。病棟は昭和42年、外来診療棟は昭和43年に建築されたもので、両棟とも老朽化・狭隘化し、医療法基準及び耐震基準への適応、また療養環境への配慮等から建替えが急務となった。

そのため、「市立奈良病院運営市民会議」の意見に基づいて策定された「市立奈良病院建設基本構想(平成20年5月)」を踏まえ、今後の市立奈良病院の目指すべき医療と市民ニーズに対応し、効率的・機能的な施設整備を進め、市民の安全安心を支える信頼される病院としての役割を果たせるよう新病院建設事業を計画した。

平成24年11月に第1期工事部分が完成し、平成25年1月から新病院本館で診療を開始するとともに、第2期工事に着手した。

##### ②建物概要

・計 画 地	東紀寺町一丁目50番1号(旧病院の南側)		
・敷地面積	22,556.78㎡		
・構 造			
本館(外来診療・病棟)	RC造	免震構造	地上5階
別館(リハビリ・その他)	RC造	耐震構造	地上2階
・延床面積	28,834.78㎡		
・高 さ	22.4m		
・1床当たり病院部門面積	82.4㎡		
・1床当たり病室面積	8.0㎡		
・病床数	350床		



・患者用駐車場

240 台

### ③建設スケジュール

建設工期は平成 23 年 2 月 1 日から平成 26 年 3 月 25 日

- ・平成 21 年度 : 実施設計完了
- ・平成 22 年度～24 年度 : 第 1 期工事（旧病院の南側に新病棟・外来診療棟建設）
- ・平成 24 年度 : 引越し後、新病院で診療開始  
旧外来診療棟・病棟等解体撤去
- ・平成 24 年度～25 年度 : 第 2 期工事（別棟・附属施設等建設）
- ・平成 25 年度 : 外構・駐車場等整備工事
- ・平成 25 年度末 : 新病院フルオープン

### ④建設費用

- ・建設関係総事業費：6,653,301 千円

## ○市立看護専門学校について

### ①経緯

市立奈良病院では、24 時間体制の院内保育園等、看護師の確保についてさまざまな施設環境整備や離職防止策を講じていたが、今後、新病院がオープンしさらなる看護師の増員が必要であること、また、市内において看護師を継続的・安定的に確保するため、看護専門学校の設置を計画した。

課程は 3 年の医療専門課程、学生の定員は 1 学年 40 名、合計 120 名とし、市立奈良病院近傍の紀寺町に設置した。

平成 25 年 3 月に看護師養成所の指定及び専修学校の設置認可を受け、平成 25 年 4 月に開校した。

(2) 診療所

ア 設置状況

診療所名	診療科目	所在地
奈良診療所	内科	二条大路南一丁目1番28号
田原診療所	内科・外科・整形外科・眼科・歯科	横田町336番地の1
柳生診療所	内科・小児科・外科・整形外科	邑地町2786番地
都祁診療所	内科・整形外科	都祁白石町1084番地
月ヶ瀬診療所	内科・小児科・外科	月ヶ瀬尾山2790番地

イ 診療所利用状況

(平成24年度)

診療所名	診療科目	利用者数(人)
奈良診療所	内科	1,042
田原診療所	内科・外科・整形外科・眼科	1,824
田原診療所	歯科	330
柳生診療所	内科・小児科・外科・整形外科	5,581
都祁診療所	内科・整形外科	12,497
月ヶ瀬診療所	内科・小児科・外科	8,310
計		29,584

### (3) 休日・夜間応急診療

昭和52年5月25日休日夜間応急診療所が完成し、休日や夜間における急病人対策として、市医師会・市歯科医師会及び市薬剤師会の協力により応急診療を行い、市民の健康を守り、不安の解消に努めている。

#### ア 休日夜間応急診療所

所在地	二条大路南一丁目1番28号		
竣工日	昭和52年5月25日		
敷地面積	660.63㎡		
延床面積	224.2㎡	(1階 166.2㎡	2階 58㎡)
構造	鉄筋コンクリート2階建		
施設費	91,426千円		
	用地買収費	55,555千円	施設建設費 35,871千円
診療科目	内科・小児科		
診療時間	休日	10時～19時（ただし、12時～13時は休憩時間）	
	夜間	22時～翌朝6時	
	土曜日	15時～19時	

#### 利用状況（平成24年度）

休日（内科・小児科）	4,691人
夜間（　　〃　　）	5,133人
土曜日（　　〃　　）	843人

#### 二次受け病院

休日	市立奈良病院、県立奈良病院、済生会奈良病院の3病院の輪番で1日1病院当番（1病院当たり1病床）
夜間	奈良西部病院、吉田病院、おかたに病院、沢井病院、高の原中央病院、奈良春日病院、西奈良中央病院、石洲会病院、奈良東九条病院、西の京病院、大倭病院の11病院の輪番で1日2病院当番（1病院当たり1病床）

### ○休日夜間応急診療所建設

#### ①経緯

昭和52年以来診療を行っている現建物は老朽化・狭隘化が進んでおり、医療機器等の設備も不十分となっているため、奈良市総合医療検査センター南側への新築・移転を行う。建物の耐震化に対応するほか、小児科の充実や感染症対策に伴う診察室・待合室等の増設など、一次救急医療体制の一層の充実のため平成23年度より基本設計等に着手し、平成26年度の開所を目指している。

#### イ 休日歯科応急診療所

所在地	二条大路南一丁目1番30号 旧奈良市中央保健センター内		
診療時間	休日	10時～16時	
利用状況（平成24年度）	443人		

## 4. 国民健康保険

### (1) 被保険者の推移

(各年度末現在)

区分 年度	全市世帯数 (世帯)	国保世帯数 (世帯)	加入率 (%)	全市人口 (人)	被保険者数 (年間平均) (人)	加入率 (%)
平成20年度	151,965	52,675	34.7	368,592	92,807 (93,720)	25.2
21年度	153,361	52,770	34.4	368,097	92,099 (93,162)	25.0
22年度	154,902	53,384	34.5	367,717	92,515 (93,557)	25.2
23年度	155,968	53,691	34.4	366,429	92,385 (93,461)	25.2
24年度	156,045	54,238	34.8	364,834	91,855 (93,007)	25.2

### (2) 財政状況

(単位：千円)

区分 年度	歳入総額	歳出総額	差引額	単年度収支額
平成20年度	31,772,107	32,511,598	△ 739,491	213,161
21年度	32,299,313	32,600,793	△ 301,479	438,011
22年度	33,129,577	32,861,584	267,993	569,473
23年度	33,947,876	33,474,363	473,513	345,520
24年度 (決算見込)	35,997,677	35,466,749	530,928	307,415

### (3) 保険給付費等及び保険料の推移

区分 年度	保険給付費 (千円)	老人保健 拠出金 後期高齢者 支援金 前期高齢者 納付金 (千円)	介護 納付金 (千円)	計 (千円)	左の1人 当たり額 (円)	保険料 調定額 現年賦課分 (千円)	1人当たり 保険料 調定額 (円)
平成20年度	21,428,148	1,073,193 3,608,470 4,859	1,631,541	27,746,211	296,054	10,012,036	106,829
21年度	21,845,742	461,100 4,062,829 11,552	1,509,905	27,891,128	299,383	9,712,880	104,258
22年度	22,753,356	83,351 3,853,115 6,639	1,576,547	28,273,008	302,201	9,352,894	99,970
23年度	23,351,464	247 4,131,758 12,238	1,684,309	29,180,016	312,216	9,315,361	99,671
24年度 (決算見込)	24,167,764	210 4,582,902 4,846	1,863,089	30,618,811	329,210	9,197,737	98,893
25年度 (当初予算)	25,192,502	1,300 4,900,500 5,500	2,034,000	32,133,802	345,499	9,250,517	99,460

(注) ・1人当たり額は、年間平均被保険者数により算出

・20年度より後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金創設

## (4) 保険料率（平成25年度分）

区 分	賦 課 標 準	医療分料率	支援分料率	介護分料率
所 得 割	平成24年中の所得額－33万円 (市・県民税基礎控除額) ＝ 所得割賦課標準額	100 分の 8.2	100 分の 2	100 分の 2
被保険者均等割	被保険者1人につき	26,400円	7,200円	16,200円
世帯別平等割	1世帯につき	24,600円	6,000円	－
賦 課 限 度 額	年 間	510,000円	140,000円	120,000円

## (5) 保険料収納状況

(各年度末現在)

年度	区 分	予 算 額 (円)	調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	未 収 額 (円)	不納欠損額 (円)	収納率 (%)
平成 18	現年賦課分	11,277,745,000	11,669,388,400	10,451,418,912	1,217,969,488	－	89.56
	滞納繰越分	207,790,000	2,283,091,468	245,965,670	1,188,964,170	848,161,628	10.77
19	現年賦課分	11,456,718,000	12,285,867,800	10,952,007,823	1,333,859,977	－	89.14
	滞納繰越分	752,003,000	2,376,522,232	275,777,030	1,202,798,919	897,946,283	11.60
20	現年賦課分	9,224,022,000	10,012,035,900	8,587,915,727	1,424,120,173	－	85.78
	滞納繰越分	1,220,518,000	2,477,089,996	290,504,974	1,330,590,227	855,994,795	11.73
21	現年賦課分	9,290,493,000	9,712,880,300	8,339,590,925	1,373,289,375	－	85.86
	滞納繰越分	1,110,695,000	2,658,471,233	290,003,011	1,485,650,156	882,818,066	10.91
22	現年賦課分	9,115,968,000	9,352,893,500	8,111,777,138	1,241,116,362	－	86.73
	滞納繰越分	671,860,000	2,765,934,531	293,113,753	1,526,609,086	946,211,692	10.60
23	現年賦課分	8,746,462,000	9,315,360,500	8,166,376,221	1,148,984,279	－	87.67
	滞納繰越分	367,258,000	2,643,936,448	280,485,504	1,391,916,720	971,534,224	10.61
24	現年賦課分	8,746,462,000	9,197,736,700	8,148,785,905	1,048,950,795	－	88.60
	滞納繰越分	367,258,000	2,436,473,514	247,646,641	1,284,015,596	904,811,277	10.16

## (6) 給付の状況

区 分			年 度				
			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (決算見込み)
療 養 諸 費	件 数	件	1,326,405	1,361,084	1,308,201	1,335,210	1,362,542
	費 用 額	千円	26,429,074	26,968,567	27,317,419	27,975,887	28,810,661
	市 負 担 額	千円	19,268,829	19,607,839	19,864,061	20,355,729	21,012,580
	1件当たり費用額	円	19,925	19,814	20,888	20,952	21,145
	1人当たり費用額	円	281,766	289,294	292,461	299,297	309,622
	1人当たり負担額	円	205,429	210,335	212,664	217,774	225,818
	受 診 率	%	1,414.10	1,460.00	1,400.20	1,428.45	1,464.30
	1人当たり診療日数	日	21.29	21.11	21.00	20.95	21.03
	1日当たり費用額	円	13,236	13,387	13,910	14,289	14,723
	一般+退職人数	人	93,798	93,222	93,523	93,472	93,051
診療日数合計	日	1,996,757	1,966,836	1,963,773	1,957,843	1,956,874	
高 額 療 養 費	件 数	件	24,071	26,736	28,226	28,632	31,226
	支 給 額	千円	1,887,977	1,957,723	2,131,163	2,222,402	2,434,473
出 産 時 育 児 金	件 数	件	396	398	383	333	351
	支 給 額	千円	140,580	156,670	160,150	138,810	147,076
	1件当たり金額	円	350,000	390,000	390,000	390,000	390,000
葬 祭 費	件 数	件	642	444	449	397	460
	支 給 額	千円	23,720	13,500	13,490	11,910	13,800
	1件当たり金額	円	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
老人保健拠出金		千円	1,073,193	461,100	83,352	247	247
介護納付金		千円	1,631,541	1,509,905	1,576,547	1,684,309	1,863,089
前期高齢者納付金		千円	4,859	11,552	6,639	12,238	4,513
後期高齢者支援金		千円	3,608,470	4,062,829	3,853,115	4,131,759	4,582,561

(注) ・給付の状況は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)により算出

・1人当たり額は、「一般+退職人数」で除して算出

・受診率は、件数 ÷ (一般+退職人数) × 100で算出

一般：国保の一般被保険者のこと(平成19年度以前、除老人保健医療給付対象者)

退職：国保の退職被保険者等のこと

・出産育児一時金…平成18年9月末までは300,000円。10月からは350,000円支給。

平成21年1月から、原則380,000円支給。10月からは、原則420,000円支給。(産科医療補償制度創設により30,000円加算。但し、この制度に加入している病院等で出産した場合に限る。)

・葬 祭 費…平成20年度から30,000円支給

## (7) 特定健康診査・特定保健指導実施状況

年 度	特定健診 対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	特定保健指導対象者数			利用 者数 (人)	利用率 (%)
				動機付け 支援(人)	積 極 的 支援(人)	合 計 (人)		
20	59,952	16,167	27.0	1,863	461	2,324	381	16.4
21	60,513	14,825	24.5	1,592	476	2,068	291	14.1
22	60,433	14,454	23.9	1,423	419	1,842	83	4.5
23	62,126	15,534	25.0	1,372	353	1,725	96	5.6
24	62,653	17,448	27.8	1,466	394	1,860	68	3.7

## 5. 国民年金

### (1) 拠出年金等

#### ① 被保険者数

区分 年度	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	第3号 被保険者	計
平成20年度	53,748	1,680	35,844	91,272
21年度	53,501	1,591	34,690	89,782
22年度	52,800	1,561	33,747	88,108
23年度	51,907	1,442	32,546	85,895
24年度	51,862	1,272	31,490	84,624

#### ② 保険料免除被保険者数

区分 年度	法定免除	申請免除 (全額)	申請免除 (3/4)	申請免除 (半額)	申請免除 (1/4)	学生納付特例	納付猶予	計
平成20年度	3,275	7,231				6,867		17,373
21年度	3,445	7,028				6,560		17,033
22年度	3,688	5,753	510	249	121	6,426	1,118	17,865
23年度	3,962	6,221	599	302	111	6,474	1,214	18,883
24年度	4,123	6,833	637	325	165	6,596	1,218	19,897

### (2) 福祉年金及び旧福祉年金受給権者数

(平成24年度末)

区分 年金別	老齢福祉年金	障害基礎年金 (再掲 20歳前障がい)	合計
受給権者数(人)	11	3,824 (20歳前障がい2,677)	3,835

### (3) 年金相談

国民年金の相談

国保年金課国民年金係室 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分  
西部出張所 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

## 6. 危機管理

### (1) 防災行政

本市では、「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」「災害に強い組織・体制づくり」を基本目標に、災害に強い都市基盤の整備と災害発生時の応急対策の強化に努め、被害を最小限に抑制し迅速な復旧復興を目指す、総合的な危機管理体制を構築する。

#### ① 奈良市地域防災計画の充実

市民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動を円滑に実施することを目的に、総合的な防災対策が的確に講じられるよう計画内容の見直しと充実を図る。

#### ② 防災意識の高揚

広報活動や防災講演会、防災訓練等の啓発活動を推進し、防災に関する知識の普及と意識の高揚を図る。また、地震や災害に強いまちづくりを進めるため、「自助」、「共助」を基本とした地域の自主的な防災活動の推進や、災害ボランティアとの連携に努める。

#### ③ 災害時における物資の調達及び連携の拡充

大規模災害発生時に対応するため、乾パン、クラッカー、アルファ化米などの食糧約14万食分や毛布等、備蓄の充実を進める。また、他の自治体との間で締結する災害時相互応援協定や、企業との間で災害時における物資等の確保に関する協定等の拡充に努める。

また、概ね小学校区ごとに防災倉庫を設置し、非常用発電機や食糧、毛布等を分散備蓄したことで、災害時における迅速な備蓄物資の提供を図る。

#### ④ 避難場所の周知と避難所案内標識の設置

広報紙やインターネット等を通じて災害時の避難所を地域住民に周知するとともに、避難所であることを知らせる避難所案内標識を市立の小・中学校、高等学校、公民館等に設置している。

また、国内外の観光客向けに避難所を掲載した案内マップを作成し、HPへの掲載や観光センター等での配布により周知している。

#### ⑤ 土砂災害ハザードマップの作成・配布

災害意識の喚起や災害への備えを啓発し被害の防止や減少を図るため、土砂災害の危険性が高い所を示したハザードマップを作成し、その区域内や周辺地域へ配布済である。

#### ⑥ 防災行政無線の活用

平成8年度に整備されたアナログ移動系無線は、月1回の無線機搭載車両の点検や、年2回の防災行政無線の動作確認業務等を行い、災害時に、被災現場と本部、各出張所・連絡所と本部などの連絡及び情報収集を迅速に行えるよう、点検・整備に努めている。

なお、国が推奨しているデジタル同報系無線は、各地域に避難情報などを同時に一斉に伝達できるシステムであり、現在、年次計画による整備をすすめている。

#### ⑦ 防災センターの活用

平常時には、市民向けに地震・台風・消火・煙避難等の各種体験コーナーの利用、視聴覚室・応急処置訓練室等での体験学習等や防災講演会を行うことにより、市民の防災意識の涵養と向上を図っている。また、災害時には情報収集や応急対策等の活動拠点として活用する。

#### ⑧ 自主防災組織活動の推進

地域防災力の向上による「災害に強いまちづくり・ひとづくり・組織体制づくり」のため、全市的に自主防災組織が結成されるよう努めている。（平成25年5月末現在、48組織が結成。）

結成された自主防災組織では、自主的な活動計画に基づき各種講演会、行事、防災訓練、独自のハザードマップ作成等の活動を実施している。

育成については、防災訓練、講演会などの支援協力を行うほか、平成18年度からの「自治総合センター・コミュニティ助成事業」に加え、市単独事業として「奈良市自主防災組織初度設備補



助金」の交付事業を設け資機材等の整備など自主的な防災体制の充実を進めている。また、活動経費についても「自主防災防犯組織活動交付金」として支援し交付金制度の充実を図っている。

### ⑨ 住民への啓発

しみんだよりに、6月には水害対策、8月には風水害対策として台風・豪雨期の備え、9月には地震災害対策、1月には防災とボランティアの日・防災とボランティア週間を掲載している。また、FMラジオ放送で奈良市防災番組「なら防災防犯情報ナウ」の放送や、防災写真、防災用品についても、市役所や地域での訓練等において展示し、防災に対する啓発を行っている。

### ⑩ 被災者支援システムの導入

災害が発生したとき直ちに被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行っていくために、避難所の運営管理や支援物資・義援金の管理、り災証明の発行などの業務を一括管理し、生活復興支援を行うことが出来る「被災者支援システム」を導入する。

## (2) 国民保護

国民保護法(武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律)の施行に伴い、住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう「国民保護計画」を作成し、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を総合的に推進する。

## (3) 危機管理体制の強化

奈良市における危機管理に関する基本的事項を定めることにより、危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民(通勤通学者、観光客等を含む)の生命、身体及び財産に及ぼす被害の防止、軽減を図るため「危機管理指針」を作成している。

今後、指針に基づき、各部局で所管する危機に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため「危機管理対応マニュアル」を作成し、複雑多様化する危機に備えるとともに、危機管理体制の強化を図る。

## 7. 防 犯 ・ 交 通 安 全

### (1) 防 犯

#### ① 市内の犯罪認知件数の年別推移

(単位：件)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
凶悪犯	20	6	17	10	11
粗暴犯	151	93	130	96	118
窃盗犯	3,821	3,329	2,904	2,573	2,378
知能犯	227	151	100	140	88
風俗犯	31	27	32	21	19
その他	786	656	513	520	510
総数	5,036	4,262	3,696	3,360	3,124

#### ② 防犯対策

##### ア 防犯関連団体の加入

防犯施策等を推進するにあたり、警察その他関係機関や自治連合会等の各種団体との連絡調整を図るため、下記の団体に加入している。

- 奈良地区防犯協議会
- 奈良西地区防犯協議会
- 天理山辺防犯協議会
- 奈良市から暴力をなくす推進協議会

##### イ 職員による地域のパトロール

職員が青色防犯パトロール講習受講後に、青色防犯パトロール車で地域を巡回し、犯罪の抑止に努めている。

	平成24年度
青パト車台数	27
講習受講者延べ人数	333
パトロール回数	606

#### ③ 自主防犯組織活動の推進

市民の防犯意識の高揚と防犯体制の充実を図るため、自主防犯組織を結成し自主的な活動を推進している。

### (2) 交通安全

#### ① 市内で発生した交通事故（人身）の年別推移

年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
区分					
人身事故（件）	1,703	1,685	1,607	1,493	1,376
死者（人）	12	8	9	18	11
傷者（人）	2,159	2,105	2,040	1,855	1,756

## ② 交通信号機

設置数（平成25年4月1日現在） 427カ所（一灯式含む）

## ③ 奈良市交通安全指導員制度

昭和47年6月から奈良市交通安全指導員制度により、交通安全運動を市民ぐるみ、地域ぐるみの実践活動とし、組織的かつ継続して積極的に推進するため、市民に対する交通安全思想の啓発と正しい交通道徳の確立を図り、交通事故防止に努めている。（委嘱指導員 136名）

指導員は市が実施する交通安全運動の事業に協力するとともに交通安全推進機関、団体等と常に緊密な連絡を図り、地域社会における交通安全についての活動及び指導等を行う。

## ④ 違法駐車等防止対策

今日の車社会において交通事故は年々増加の一途をたどり、大きな社会問題となっている。特に違法駐車等は交通事故の誘因となるばかりか救急業務への大きな障害となっている。このような違法駐車等を防止して生活環境を確保することを目的とした「奈良市違法駐車等の防止に関する条例」を平成6年3月25日に制定し、同年4月1日から施行して、啓発活動等による運動の推進を図っている。

## ⑤ 放置自転車等対策

「奈良市自転車等の安全利用に関する条例」を制定（昭和59年7月1日施行）し、歩行者等に対する迷惑防止と景観保全を図り、国際文化観光都市としての環境整備に努めている。そして平成2年3月に同条例及び同条例施行規則を一部改正、同年10月1日より施行し、即時移動・保管を可能とした。駅前周辺の放置自転車は減少方向にあるものの、まだかなりの自転車等が放置されている状況にあり、引き続き継続的に移動・保管作業を実施するとともに、警察及び関係機関等の協力を得て、街頭指導・市民啓発活動を行っている。

## ⑥ 駅前の主要な自転車駐車場

（平成25年4月1日現在）

駅名	駐車可能台数 (台)	設置主体
近鉄奈良駅	2,270	奈良市、奈良交通
〃 新大宮駅	1,350	奈良交通
〃 大和西大寺駅	1,699	奈良交通
〃 菖蒲池駅	400	奈良交通
〃 学園前駅	2,100	奈良交通
〃 富雄駅	758	奈良交通、自転車駐車場整備センター
〃 平城駅	266	奈良交通
〃 高の原駅	2,760	奈良市
〃 西ノ京駅	280	奈良交通
JR奈良駅	1,599	自転車駐車場整備センター
計	13,482	

## 8.出張所、行政センター

### (1) 出張所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西 部 出 張 所	学園南三丁目1番5号	44-1001
東 部 〃	大柳生町4254番地	93-0001
北 部 〃	右京一丁目1番地の4	71-1017

### (2) 行政センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号
月ヶ瀬行政センター	月ヶ瀬尾山2845番地	0743-92-0131
都 祁 〃	都祁白石町1026番地の1	0743-82-0201

#### ○ 都祁地域地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業を昭和55年度から実施し、平成35年度調査完了予定である。

都祁地域調査対象面積 43.89km<sup>2</sup>

都祁地域実施面積（平成24年度末現在） 24.48km<sup>2</sup>